

# 広島県不妊検査費等助成事業 Q&A

令和3年4月1日改正

## (1) 助成の対象となる治療・助成額について

1	特定不妊治療支援事業との違いは何ですか。	広島県では不妊治療の段階に応じて助成制度を2種類設けています。 それぞれ助成条件等が異なるため、ご利用いただく制度をご確認ください。 【広島県不妊検査費等助成事業】：不妊検査・一般不妊治療（人工授精まで） 【特定不妊治療支援事業】：特定不妊治療（体外受精・顕微授精）
2	対象となる検査や治療は何ですか。	不妊症の診断、治療のために必要と <b>医師が認めた</b> 不妊検査・一般不妊治療が対象です。 ただし、同じ内容の検査・治療であっても、特定不妊治療を目的とした検査・治療は対象外です。
3	AID（夫以外のドナーの精子を利用する治療）は対象になりますか。	申請日時点で夫婦である人以外の第三者の精子、卵子、胚の提供による不妊治療は対象になりません。
4	受診する医療機関に指定はありますか。	不妊検査・不妊治療を実施している医療機関であれば、指定はありません。 また、県外の医療機関でも助成の対象になります。
5	夫婦が別の医療機関で受診している場合は対象になりますか。	対象となります。 その場合、医療機関の証明書（様式第2号）はそれぞれの医療機関で作成する必要があります。
6	治療の途中で転院した場合は対象になりますか。	対象となります。 その場合、それぞれの医療機関で証明書（様式第2号）を作成していただく必要があります。
7	何回利用できますか。 また、夫婦それぞれ申請ができますか。	1夫婦につき1回限り申請できます。 夫婦の自己負担合計額の2分の1（上限5万円）を助成します。
8	過去にも不妊検査を受けたことがあります が、第2子不妊の場合は申請できませんか。	これまでに広島県から助成を受けていない場合は申請できます。

## (2) 治療期間と申請時期について

1	助成対象となる期間はいつからいつまでですか。	夫婦のどちらかが検査を開始した日から、治療を終了するまでとなります。 なお、夫婦の <u>いずれか早い方</u> が検査を開始した日から <u>最長2年間</u> となります。
2	申請期限はいつですか。	申請期限は、次のいずれかに該当した日の翌日から2か月以内です。 ① 不妊検査・一般不妊治療を終了した時 ② 不妊検査の開始日から2年を経過した時

3	「治療を終了した時」とは、具体的にどういう場合ですか。	以下の場合となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠したと医師が判断したとき</li> <li>・特定不妊治療にステップアップしたとき</li> <li>・これ以上検査・治療を継続しないことを担当医と決定したとき</li> </ul>
4	治療が終了しなければ申請できませんか。	例外として、夫婦の自己負担額合計が10万円を超えた場合は、申請が可能となります。(助成の上限に達するため) この場合、医療機関の証明書(様式第2号)は <u>直近の受診日までの期間</u> で作成するよう依頼してください。
5	治療が終了した時期として「妊娠したとき」とありますが、流産してしまった場合はどうなりますか。	「検査開始から妊娠したときまで」が助成対象となるため、妊娠が確認できた時点で区切るように考えます。 よってこの場合、妊娠が確認できた日までの費用について申請していただく必要があります。 ただし、その期間での申請は見送り、その後夫婦ともに改めて検査を開始し治療を行う場合には、「再び検査を開始した時点から終了までの費用」を申請するという取り扱いは可能です。(その場合、妻の年齢要件は再び検査を開始した時点で35歳未満である必要があります。)
6	「夫婦そろって受診」とはどういうことですか。	夫婦それぞれが不妊検査を受けており、原則として、どちらかが検査を受診して概ね <b>3か月以内</b> にもう一方が検査を開始していることとします。 必ずしも、同じ医療機関に受診しないといけないわけではありません。
7	パートナーが検査を開始した時期が3か月以上離れてしまった場合は申請できますか。	「申立書」を作成していただくことで申請が可能となります。 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関の予約がとれなかった</li> <li>・医師の指示により、妻の検査結果を待ってから夫の検査を実施した 等</li> </ul>
8	申請期限内に手続きができなかった場合は、申請できませんか。	やむを得ず申請期限を超える場合は、申請窓口までご相談ください。 必要に応じて、申請書類に加えて別途作成していただく書類をご案内します。 ただし、検査開始日から2年を経過した時(治療期間が2年間の場合は、治療終了日の属する年度末)を超える申請はできません。

### (3) 申請手続きについて

1	申請窓口はどこですか。 また、郵送での申請もできますか。	お住まいの地域の県の保健所、又は県庁子供未来応援課まで申請してください。 郵送でのお取扱いも可能です。書類に不備があった場合はご連絡しますので、速やかに対応をお願いします。
2	申請日はいつになりますか。	受付が完了した日が申請日となります。 なお申請書(様式第1号)に記載する日付は書類を作成した日を記入してください。
3	申請者は夫婦のどちらになりますか。	次のいずれにもあてはまる方であれば、どちらでも構いません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に在住している方</li> <li>・助成金の振込先口座の名義人</li> </ul>

4	パートナーが県外に住んでいる場合は申請できますか。	夫婦のどちらか一方が県内に在住していれば申請できます。 この場合、申請者となる方は県内に在住している方となります。
5	県内に住民票がある者が銀行口座を持っていない場合、どうしたらよいですか。	申請者は県内在住の方としてください。 申請者と口座の名義人が異なる場合は「委任状」を作成していただく必要があります。
6	事実婚でも助成が受けられますか。	令和3年1月1日以降に終了した不妊検査・一般不妊治療から、事実婚の方も助成対象になりました。 ただし、次の事項を満たす必要があります。 ・夫婦それぞれの戸籍により、重婚でないことを確認。 ・世帯全員分の住民票により、同一世帯（※1）であることを確認。 ※1 同一住所に登録があるが、両者が世帯主となっている場合は、別世帯となります。 別世帯の場合は、「事実婚関係に関する申立書」に理由を記載してください。 ・「事実婚関係に関する申立書」の添付 ・不妊治療により出生した子どもについて認知する意向があることの確認

#### (4) 申請書類に関すること

1	申請書を書き間違えた場合は、どのように訂正すればよいですか。	書き間違えた箇所に二重線を引き、その上に正しい内容を記入してください。 修正テープ等での修正はしないでください。
2	パートナーが県外在住の場合、県外の住民票も必要ですか。	県内に在住している方（申請者）の住民票だけで結構です。
3	昔取得した住民票、または住民票のコピーでも大丈夫ですか。	住民票は申請日から3か月以内に発行された原本に限ります。 ただし、戸籍謄本についてはご夫婦の氏名・生年月日・婚姻日等を確認する目的であるため、これらが確認できれば過去に取得しているものでも構いません。
4	戸籍謄本、住民票はどこから取得したらいいですか	お住まいの市町役場で取得してください。 本籍地が住所地と異なる場合、戸籍謄本は本籍地の役場が窓口となります。
5	外国籍であるため、戸籍謄本が提出できません。	自国で発行された婚姻証明書のコピーを提出してください。 婚姻証明書がない場合は大使館等で婚姻証明書の代わりにする書類を発行してもらってください。 その他、氏名・生年月日が確認できる書類をご提出ください。
6	マイナンバーが記載された住民票でも構いませんか。	マイナンバーを黒塗りしたものであれば問題ありません。
7	領収書の提出は必要ですか。	院外処方があり、その費用を申請したい場合は必要です。 <u>氏名・発行日・金額・処方箋</u> を発行した医療機関名が確認できるものが対象となります。

		医療機関の領収書は不要です（証明書（様式第2号）に記載された自己負担額を確認します。）。
--	--	--

（5）その他

1	県の助成制度と併せて、市町の助成制度を利用することはできますか。	市町の助成制度との併用は可能です。 ただし、あくまで自己負担金額が対象となるため、対象となる費用に対してすでに他の自治体で助成を受けている場合は、当該助成額を除いた残りの費用部分が本県助成対象となります。
---	----------------------------------	---

ご不明な点があれば、県庁 子供未来応援課（082-513-3171）までご連絡ください。